

**香椎副都心公共施設（仮称）利便施設
運営事業者募集に係る公募要項**

平成27年8月

福岡市

目 次

I はじめに	1
II 施設概要	1
III 基本的な運営条件	2
IV 応募資格要件	5
V 公募参加手続（書類提出等）	6
VI 審査及び契約相手方候補者等の選定	8
VII スケジュール（予定）	9
VIII 問い合わせ先	9
・ 別表 評価表	10
・ 別添 1 様式集	（別冊）
・ 別添 2 施設図面	（別冊）
・ 別添 3 提案書類作成要領	（別冊）



I はじめに

福岡市（以下「市」という。）では、文化・行政サービス機能等の充実を図るため、JR千早駅・西鉄千早合同駅の西口前の用地において、東市民センター機能を中心とした東部広域拠点にふさわしい公共施設として、「香椎副都心公共施設（仮称）」の整備を行っています。

本施設には、施設利用者の利便性向上を図り、また、施設に賑わいを創出する機能として、物販や簡単な飲食ができるカフェなどの利便施設を設置することとしています。

利便施設の運営にあたっては、民間事業者のノウハウを生かすことが効果的かつ効率的であることから、次のとおり設置・運営事業者（以下「事業者」という。）を公募します。

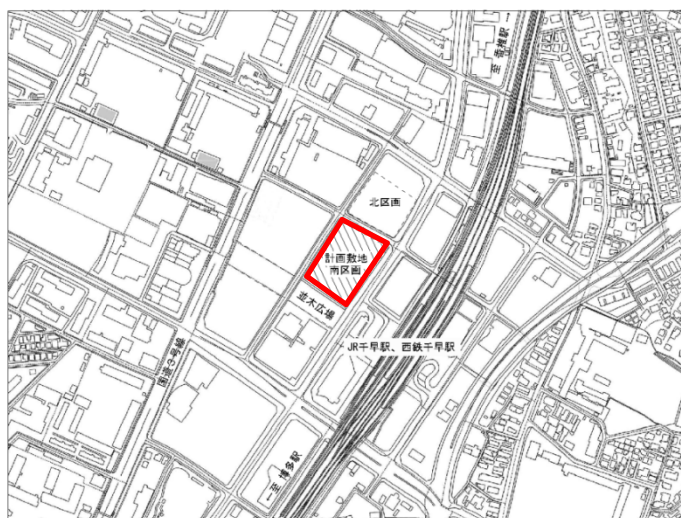
II 施設概要

1. 名称

香椎副都心公共施設（仮称）

2. 整備場所

福岡市東区千早四丁目 3030, 3031, 3032（香椎副都心土地区画整理事業地区内）



3. 施設概要

（図面は別添2のとおり）

- ・地上2階建（一部4階建）
- ・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
- ・敷地面積 15,375 m²（南区画 9,343 m²，北区画 6,032 m²）
- ・延床面積 約 11,500 m²
- ・専用無料駐車場 38台（隣接地に200台の有料駐車場あり）
- ・駐輪台数 90台（原動機付自転車台数含む）

機能	面積	概要
東市民センター	約 5,000 m ²	ホール（800席）、会議室（3室）、視聴覚室、実習室（2室）、和室（2室）、フリースペース、託児室
図書館	約 700 m ²	総合図書館分館（一般書架、児童書架、お話の部屋、レファレンス室等）
音楽・演劇練習場	約 1,000 m ²	大練習室、中練習室、小練習室（4室）
市民課等諸証明発行窓口等	約 1,000 m ²	市民課等諸証明発行窓口、多目的スペース、キッズルーム
その他	約 3,800 m ²	利便施設（飲食店（カフェ等）・物販業等）、共用部分
合計	約 11,500 m ²	

4. 施設の特徴

- ・千早駅前という交通利便性の高い場所に、東市民センターを中心とした4つの機能が整備されることで、各機能が有機的に連続し、交流を誘発することにより、市民に対する文化や行政サービスの充実及び地域コミュニティの一層の活性化が期待できる
- ・施設内の共用スペース（エントランス・ロビー等）と並木広場が連続した魅力的な空間形成としており、また、図書館を1階の施設の顔となる位置に配置して、利用者の利便性に配慮した賑わいのある施設としている
- ・市民センターに初めて事前予約なしで利用できるフリースペースを設置した開放的な施設としている

※実施設計の概要については、下記HPも参照してください。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/42507/1/hp-jissisekkeinituite.pdf>

5. 開館時間・休館日

機能		開館時間	休館日
東市民センター		9時～21時 (ホールは22時まで)	・毎月最終月曜日(休日の場合は次の休日でない日) ・12月28日～1月3日 ・東図書館は上記のほか、図書整理期間として年間14日以内の休館あり
音楽・演劇練習場		9時～22時30分	
東図書館		9時～20時	
行政サービス	多目的スペース等	9時～20時	・12月31日～1月3日 ・ただし、戸籍全部事項証明書及び税証明書の発行は17時15分まで
	市民課等諸証明発行窓口等	9時～20時 (ただし、戸籍全部事項証明書及び税証明書の発行は17時15分まで)	

- ・閉館時間及び休館日は、施設内への立ち入り及び使用はできません

III 基本的な運営条件

1. 運営内容

- ・施設利用者の利便性向上及び施設に賑わいを創出するための利便施設の設置・運営

2. 業種

- ・飲食スペースを設けた物販店（コンビニエンスストア等）又は飲食店（カフェ等）
※物販店の場合は、店舗内に飲食可能なスペース（テーブル・イスを設置）の併設を必須とします
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するものを除きます
- ・青少年の健全な育成に障害を及ぼす図書等公序良俗に反する商品の販売はできません

3. 営業可能時間・営業可能日

- ・制限なし（ただし、災害時や大規模又は緊急な工事を実施する必要がある場合等に、

営業時間等が制限される場合があります)

4. 賃貸面積等

- ・ 199.93 m² (並木広場に面した1階部分)
- ・ 利便施設は、公共施設部分とは独立した運営が可能なもの(専用入口有、トイレ等設置可能)としています

5. 契約方法

- ・ 市と事業者とで、財産貸付契約を締結します

6. 契約期間等

- ・ 契約期間は、平成28年4月11日から5年間とします
(市と事業者の協議の上、必要に応じて1回の更新を可能とします)
- ・ 運営開始時期は、本施設の開業日(平成28年6月4日を予定)と同一日とします

7. 賃貸料

- ・ 以下のA・Bのいずれか高い額(月額・税込)とします

A	利便施設の月額売上実績額×0.05
B	最低月額(事業者提案による、ただし594千円以上とする)

- ・ 賃貸料納付は年4回とし、3~5月分を6月末、6~8月分を9月末、9~11月分を12月末、12~2月分を3月末を納付期日とします
- ・ 契約保証金として、賃貸料の年額の1/4相当(千円未満四捨五入)を、別に指定する期日までに納付していただきます
- ・ 賃貸料の最低月額は3年ごとに見直します(見直し額については、物価変動等を踏まえ、別途協議によります)
- ・ 賃貸料と別に、共益費(実費)を徴収します
- ・ 賃貸料は、契約日より発生します。

8. インフラ

- ・ 設備容量は以下のとおりです

電気設備負荷容量	電灯 48kVA まで、動力 48kVA まで
給排水設備	給水 25A まで、排水 75A (4カ所) まで
ガス設備	50A (都市ガス 13A)

- ・ 電気料金及び上下水道料金は運営事業者の負担とし、個別メーターにより計量した実費相当分を指定した期日までに納付していただきます
- ・ 電話回線については、端子台(配線含む)を準備しています
- ・ ガス(都市ガス)については、別途ガス事業者と契約していただきます
- ・ トイレの設置は可能です

9. その他

- ・施設利用者の利便性向上及び施設に賑わいを呼び込むという目的に鑑み、取り扱いメニューや商品の価格は利用しやすいものとしてください
- ・特に夜間の営業においては、防犯対策（施設内及び周辺の治安維持等）に配慮してください。
- ・スケルトン貸しとするため、内装工事・設備工事（機器や什器の設置を含む）等に係る一切の費用（退去時の撤去費を含む）は事業者負担とします（ただし、退去後の次の契約相手方が内装・設備工事の譲渡を希望する場合は、この限りではありません）
- ・当該施設は「香椎副都心（千早）地区都市景観形成地区」内であるため、外部の色彩や屋外広告物の設置について、都市景観条例や福岡市景観計画に基づく制限があります（市との協議が必要となります）
- ・利便施設前面の外構部に設置できる工作物等は、施設利用者の利便性向上及び賑わいの創出に資するもので、必要最低限の看板（突出し看板、立て看板等）、日よけ（パラソル含む）、ごみ箱、灰皿及びこれらに類するものとし、その設置場所についても配慮してください（ただし、利便施設前面の外構部は、利便施設利用者以外も自由に立ち入り、使用することができるものとします）
- ・事業者が設置する工作物等については、景観・美観を損ねないように事業者が責任を持って管理してください
- ・外構部に幟の設置はできません
- ・利便施設部分以外（エントランスホール等）での営業は原則できませんが、イベント時等において市がやむを得ないと認めた場合は、事前に市の承認を得て、営業を認めます
- ・営業日・営業時間については、利便施設設置の目的である施設利用者の利便性向上を図り、施設に賑わいを呼び込むものとしてください
- ・店舗営業により第三者に損害を与えた場合は、事業者の負担と責任において処理し、本市は一切関与しないものとします
- ・必要な許認可取得など、運営にあたっては関係法令等を確実に遵守してください
- ・衛生管理及び感染症対策等を徹底してください
- ・契約に伴う権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません（ただし、フランチャイズ契約により加盟店等に営業させる場合など、市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではありません）
- ・資材や販売品等の搬入や廃棄物の搬出の時間帯や経路等については、市の指示に従ってください
- ・荷捌きスペースは施設北側にあり、市との協議・調整により使用できます
- ・内装・設備については、ユニバーサルデザインに配慮したものとしてください
- ・販売商品等と直接関係のない広告を掲示することはできません
- ・利便施設における毎月の売上金額及び客数を翌月10日までに市へ報告してください。また、年間（4月から3月）の収支状況を、翌4月30日までに市へ報告してください
- ・東市民センターは災害時の一時避難所となります。

IV 応募資格要件

- ・応募可能な事業者は、以下の資格要件について全て適格であると認められる者に限ります

【資格要件】

- ア 市内に本支店又は本支社を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）で、現に販売、喫茶、軽飲食に関する事業を営営し、3年以上の実績を有していること
- イ 営業について、法令等の規定による必要な許認可等を開業日までに取得する見込みがあること
- ウ 所得税又は法人税、市税、消費税及び地方消費税の滞納が無い事
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力的集団の構成員（以下「暴力団員」という。）でないこと
- オ 暴力団又は暴力的集団と密接な関係を有する団体でないこと
- カ 「福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当している者ではないこと
- キ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと
- ク その他、本要項に定める諸条件に対応できること

- ・個人での応募はできません
- ・1つの団体が複数の応募をすることはできません
- ・複数の団体からなる共同企業体での応募も可能ですが、その場合は、代表となる団体がア、イの要件を満たし、構成団体の全て（代表となる団体を含む）がウ～キの要件を満たし、共同企業体としてクの要件を満たす必要があります
- ・単独で応募した団体は、他の共同企業体の構成団体になることはできません
- ・複数の共同企業体の構成団体になることはできません
- ・代表者や役員等がエに該当しないことを確認するために、市は福岡県警察へその旨の確認を行います
- ・公募時点で適格であると認められる場合でも、その後不適格と認められた場合は、選考対象から除外することや、選考後であっても契約を締結しないことがあります

V 公募参加手続（書類提出等）

1. 公募参加申込書の提出

本公募に参加する者は、様式1「公募参加申込書」に必要事項を記載し、押印の上提出してください

(1) 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより提出してください。なお、郵送の場合は書留に限ります。

(2) 提出期限

平成27年9月11日（金）17:00まで（郵送の場合は、消印有効）

(3) 提出先

福岡市市民局総務部施設整備担当（担当：河島・稲田）

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1（福岡市役所7階）

2. 質疑受付・回答

本要項等において質疑がある場合は、様式2「質疑書」に必要事項を記載の上、電子メールのファイル添付により提出してください。なお、電話等による口頭やFAXによる質疑は受け付けません。

(1) 提出期限

平成27年9月25日（金）17:00まで

(2) 提出先

福岡市市民局総務部施設整備担当（担当：河島・稲田）

メール：shisetsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp

※メール件名を「香椎副都心公共施設質疑書（事業者名）」としてください。

(3) 回答方法

市が質疑書を受領してから5営業日以内に、市から参加者全員に電子メールにより回答します。

3. 提案書類等の提出

(1) 提出書類

① 提出届（1部）

様式3「書類提出届」に必要事項を記入し、押印のうえ提出してください

② 提案書類（正本1部、副本9部）

別添1「提案書類作成要領」に従い作成したものを、A4版縦型左綴じファイルへの綴じ込み又は簡易製本として、正本1部、副本9部、合計10部提出してください。なお、様式ごとにインデックス（提案様式A～F）を付けてください。

③ 応募資格に係る書類（各1部）※特記無き書類は、任意様式

ア) 直近の事業年度に係る収支決算書

イ) 営業許可証の写し（代表となる1店舗分）

ウ) 所得税又は法人税，市税，消費税及び地方消費税の滞納が無いことの証明

エ) 会社履歴書又は会社概要書（パンフレット可）

オ) 代表者経歴書

カ) 役員名簿（様式4「役員名簿」に記載して提出）

キ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び印鑑登録証

※共同事業体として応募する場合は、代表企業についてはすべての書類を、構成企業についてはイを除く書類を提出してください

(2) 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより提出してください。なお、郵送の場合は書留に限ります。

(3) 提出期限

平成27年10月23日（金）17:00まで（郵送の場合は、消印有効）

(4) 提出先

福岡市市民局総務部施設整備担当（担当：河島・稲田）

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1（福岡市役所7階）

(5) その他

- ・ 提出期限後の書類の差替や再提出は認めません（ただし、軽微な修正で市が必要と認めた場合は、この限りではない）
- ・ 公募参加申込書を提出した団体が、提案書類等の提出を行わない（参加を辞退する）場合は、辞退届（任意様式）を提出してください
- ・ 応募に関して必要な費用は、事業者の負担とします
- ・ 市が提示する設計図書等の著作権は、市及び作成者に帰属し、応募者の提出する提出書類等の著作権は応募者に帰属しますが、本事業において公表の必要がある場合、その他市が必要と認めるときは、市は事業者の提出した提出書類等の一部又は全部を無償で使用できるものとします
- ・ 市が提供する資料等の一切は、応募に係る検討以外での目的で使用もしくは第三者に公表することを禁じます
- ・ 提出書類等は、一切返却いたしません
- ・ 事業者が提出した公募に係る書類は、福岡市情報公開条例（平成14年3月28日条例第3号）第2条第2号に定める公文書となります

VI 審査及び契約相手方候補者等の選定

1. 資格等審査

提出された書類について、資格要件等の条件を満たしているかどうかの審査を行います。なお、次のいずれかに該当する者は失格とします。

【失格要件】

- ア 市の設定する賃借料の最低価格を下回る提案であるもの
- イ 「Ⅲ 応募資格要件」に合致しない者による提案であるもの
- ウ 指定の日時まで必要書類の提出がなされないもの
- エ 応募資格者の記名押印が無いもの
- オ 応募価格又は応募資格者の指名その他主要な部分が識別しがたいもの
- カ 不正な働きかけなど事業者としてふさわしくない行為を行ったもの
- キ その他、本要項及び市の指示に従わないもの

2. プレゼンテーション・ヒアリング

説明書類等について詳細な説明を求めするため、プレゼンテーション・ヒアリングを実施します。

(1) 日時

平成 27 年 11 月 2 日（月）～11 月 27 日（金）のうち、福岡市が指定する日時（日時を決定次第、別途通知します）

(2) 会場

福岡市役所本庁舎内会議室（福岡市中央区天神 1 丁目 8-1）
（場所を決定次第、別途通知します）

(3) 実施方法

- ① 1 事業者当たりのプレゼンテーション及びヒアリング時間は 35 分以内（パソコンセッティング等の時間を含む）とし、うちプレゼンテーション時間は 15 分以内とします
- ② プレゼンテーション内容は、提出書類の内容を大きく逸脱しない範囲とし、アピールしたい点を中心に説明してください
- ③ プレゼンテーションにおいて、説明書類等に記載された内容を説明するために、別途パワーポイントやフリップ等を使用することができます（ただし、それらの製作費用は事業者負担とする。）
- ④ プロジェクター及びスクリーンは、本市で準備します
- ⑤ プレゼンテーション出席者は 5 名までとしてください
- ⑥ 追加資料の提出・配布は認めません

3. 契約相手方候補者等の選定

(1) 選定

提出された説明書類等及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容について、市が設置する選考委員会（8 名）が説明の内容等を総合的に審議し、契約相手方に最も

ふさわしい事業者（以下「契約相手方候補者」という）及び次点者を選定します。

なお、審査項目及び配点は、別表「評価表」のとおりとします。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、電子メールにより通知します。なお、通知日の翌日から起算して5営業日以内に、書面（任意様式）により選定理由について市に説明を求めることができるものとします。

(3) 契約締結等

契約相手方候補者と市との間で契約について協議し、必要な手続きを経た後、平成28年4月11日（予定）に財産貸付契約を締結します。なお、契約相手方候補者との交渉が不調に終わった場合又は契約相手方候補者が次のいずれかに該当する場合は、市は次点者を契約相手方候補者とし、契約について協議できるものとします。

- ① 契約相手方候補者が、応募資格を失った場合
- ② 提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容に虚偽があった場合
- ③ その他、事業者が本件契約の相手方として不相当だと認められる場合

VII スケジュール（予定）

日程	事項
平成27年8月下旬	○ 公募開始
平成27年9月11日（金）	○ 公募参加申込書 提出期限
平成27年9月25日（金）	○ 質疑書 提出期限
平成27年10月23日（金）	○ 提案書類等 提出期限
平成27年11月2日（月） ～平成27年11月27日（金）	○ プレゼンテーション・ヒアリング実施
プレゼンテーション・ヒアリング実施後10営業日以内	○ 審査結果通知
審査結果通知 ～平成28年3月31日（木）	○ 財産貸付契約に向けた協議
平成28年4月11日（月）	○ 財産貸付契約
平成28年4月上旬～5月下旬	○ 開業に向けた準備（内装・設備工事等）
平成28年度6月上旬	○ 開業

VIII 問い合わせ先

福岡市市民局総務部（施設整備担当） 担当：河島・稲田

住所 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1（市役所7階）

電話 092-711-4848 F A X 092-733-5595

メール shisetsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp

別表 評価表

【審査員による評価（各 100 点）】

評価項目	評価の視点	配点
①施設利用者への利便性向上のための工夫（30 点）		
業種・形態	○施設利用者の利便性の向上に寄与する業種や営業形態の提案となっている ○取扱商品について施設及び利用者に関連性の高いものとなっている	15
飲食スペースの提案	○施設利用者が待ち時間等に休憩・交流するために必要な飲食スペースの提案となっている	15
②施設への賑わいを創出するための工夫（10 点）		
施設への賑わい創出の提案	○駅前や並木広場に面したという立地を生かした、施設への賑わいを創出することができる提案となっている	10
③施設、地域、景観への配慮・工夫（25 点）		
施設の価値・魅力向上への寄与	○施設の価値や魅力を向上させることができる提案となっている（施設や市の施策との連携・協力事項（障がい者施設の販売、災害時の協力等）を含む）	10
地域の価値・魅力向上への寄与	○地域の価値や魅力を向上させることができる提案となっている ○地域住民の利便性向上を図ることができる提案となっている ○利便施設に起因する周辺環境の美化（並木広場含む）について、適切な対応が講じられている ○適切な防犯対策（夜間における施設周辺の治安維持等）が講じられている	10
景観への配慮・工夫	○周辺環境や景観に配慮した看板や工作物、窓ガラス面のデザイン・ボリュームとなっている	5
④事業の安定性・継続性等（20 点）		
実績	○同業種の実績があり、安定的に事業を行っている ○事業遂行のための経営基盤を有している	10
事業計画等	○従業員の配置計画や、防犯計画、商品・資材等の搬入・搬出計画が適切である	5
収支計画等	○収支計画に信頼性がある ○継続的な事業実施可能な計画となっている	5
⑤ユニバーサルデザインに対する配慮（15 点）		
障がい者雇用	○従業員に占める障がい者雇用者数が、法定障害者雇用率を超えている ○障がい者雇用についての団体としての取組みや、利便施設における障がい者雇用の取組みについて提案がある	10
施設計画等	○ユニバーサルデザインの考え方による施設計画やサービス形態となっている	5
合計点		100

【月額賃貸料の最低限度額の提案額による評価（200 点満点）】

評価点 = (提案額の偏差値 / 100) × 200 点 (小数点以下切り捨て)

平成 年 月 日

福岡市長 様

所在地

商号又は

名称

代表者名

印

担当者

公 募 参 加 申 込 書

香椎副都心公共施設公共施設（仮称）利便施設運営事業者の公募に参加します。

（担当者連絡先）

部署名	
担当者名 （ふりがな）	
電話	
F A X	
メールアドレス	

平成 27 年 9 月 11 日（金）17 時までに、持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は書留に限ります。

(様式2)

平成 年 月 日

福岡市市民局総務部施設整備担当 宛

質 疑 書

件名	香椎副都心公共施設（仮称）利便施設運営事業者募集
所在地	
商号又は名称	
担当者所属	
担当者氏名	
担当者電話	
担当者メール	

NO	資料名	ページ	項目	質疑

平成 年 月 日

福岡市長 様

所在地

商号又は

名称

代表者名

印

担当者

書 類 提 出 届

香椎副都心公共施設（仮称）利便施設運営事業者募集に係る公募要項に基づき、下記の通り提案書類等を提出します。

記

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 提案書類 | 正本1部, 副本9部 |
| 2. 応募資格に係る書類 | 各1部 |

(担当者連絡先)

部署名	
担当者名 (ふりがな)	
電話	
F A X	
メールアドレス	

平成27年10月23日(金)17時までに、持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は書留に限ります。

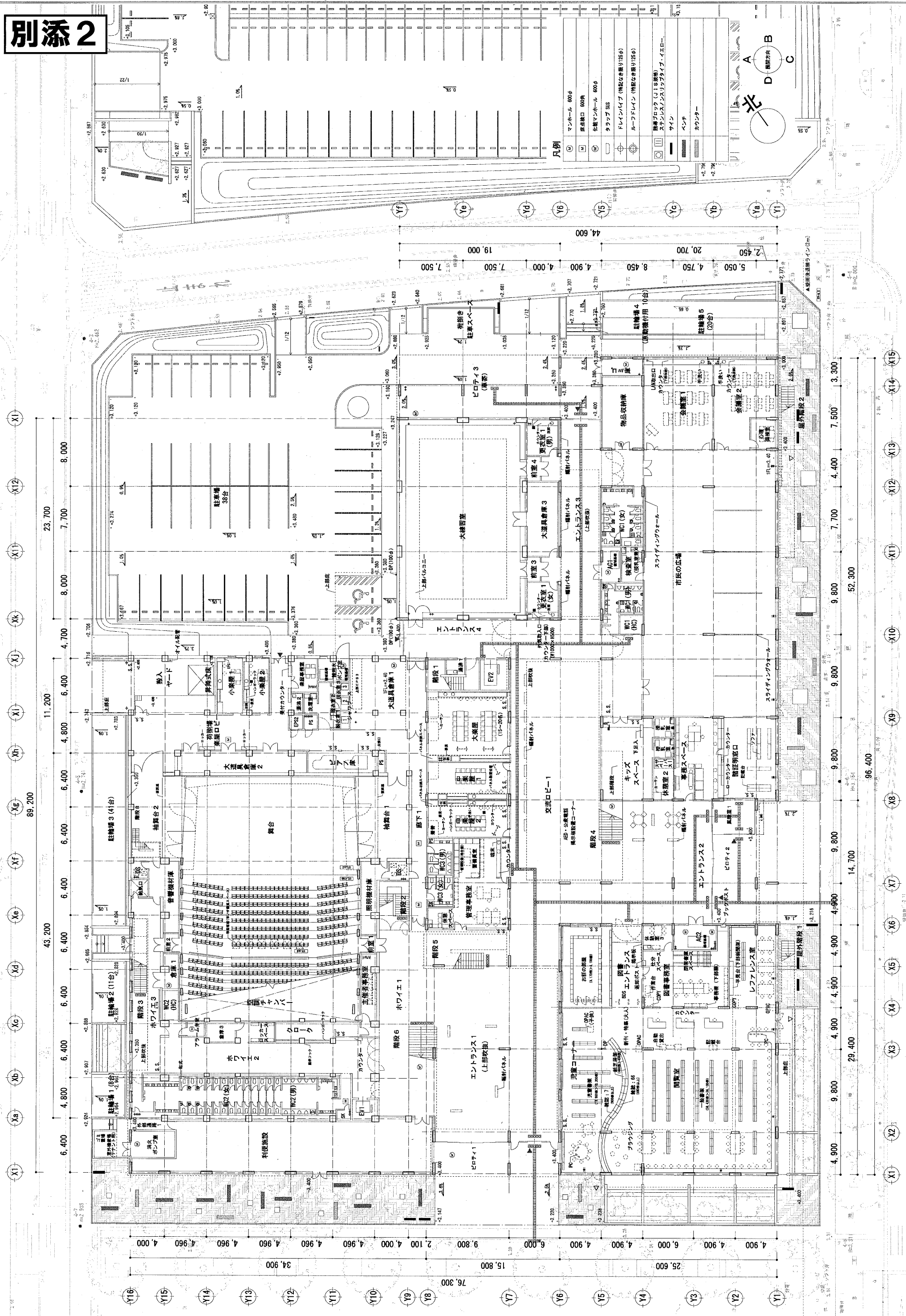
商号又は名称	
部署名	
担当者名 (ふりがな)	

役 員 名 簿

氏名か	氏名	生年月日	性別	役職等
(記入例) かひ 千早	香椎 千早	S35.8.1	女	代表取締役社長

※ 人数が多く、記載欄が足りない場合は、欄を追加して記入してください。

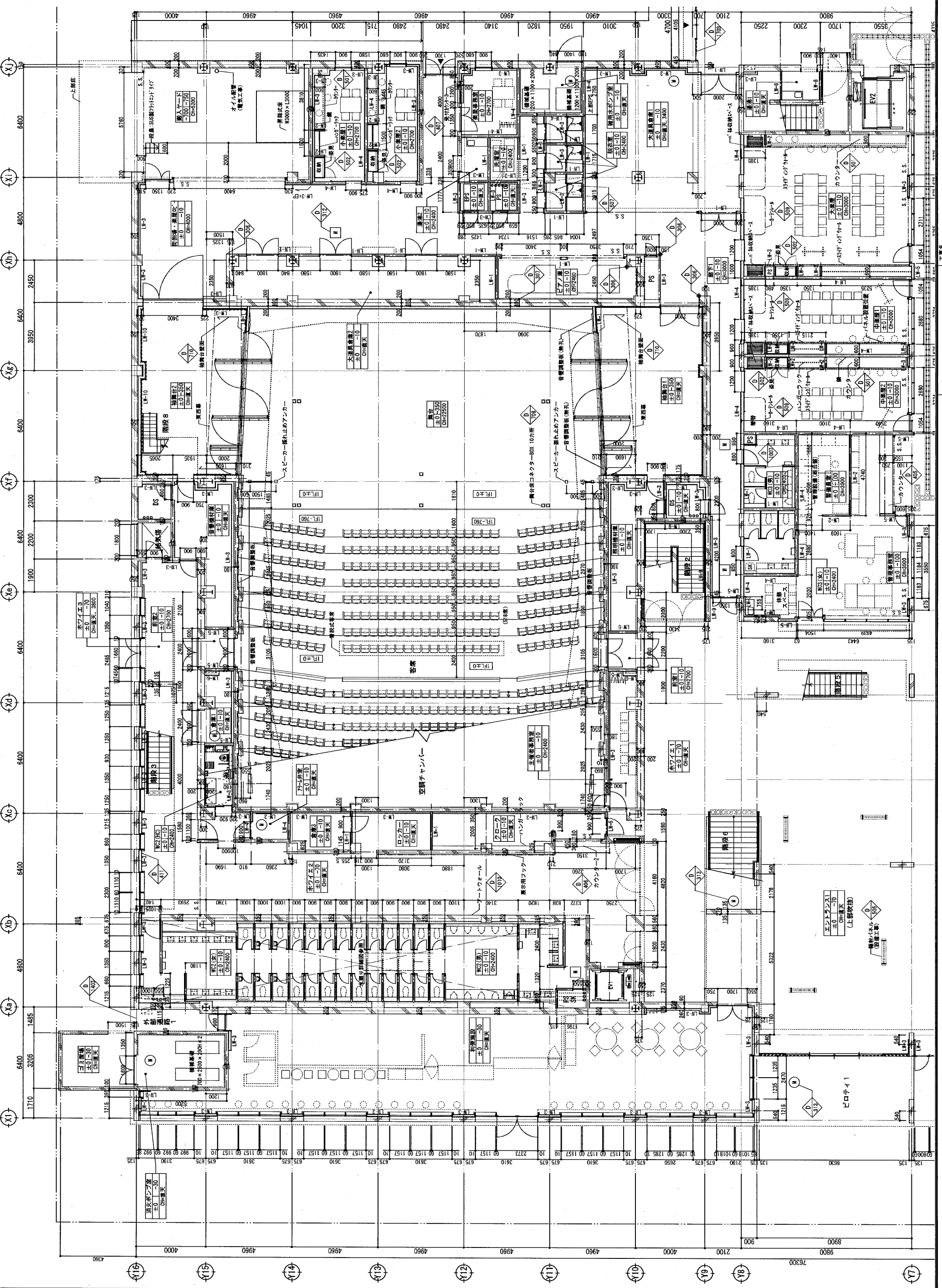
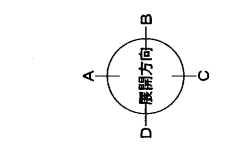
別添2



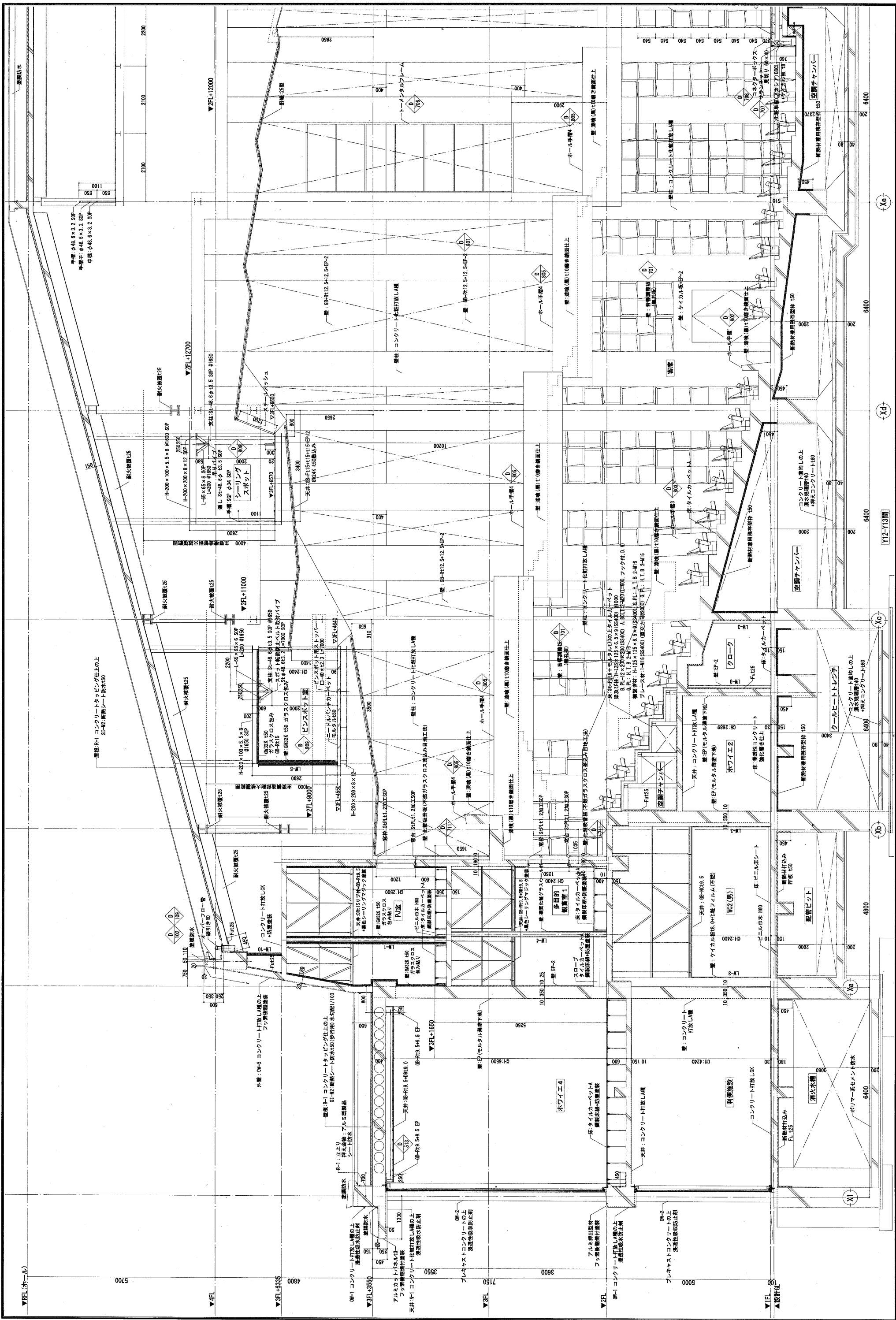
凡例

○	マンホール 600φ
□	排水口 600φ
○	仕舞マンホール 600φ
○	トラップ BS
○	ドレンパイプ (機能付き蓋付125φ)
○	ルーフトレイン (機能付き蓋付125φ)
○	階高ブロック (JIS規格)
○	ステンレスノンスリッパタイプ・イエロー
○	サイン
○	ベンチ
○	カウンター

別添2-1



凡例
土上ハコ基礎
天井高さ



図名	矩計図6
工事名	香港頭心公共施設新築工事
縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
日付	平成26年1月
NO.	A-043

別添2-4

提案書類作成要領

1. 総則

- (1) 提案書類は、提案様式AからFにより構成します。
- (2) 文字の大きさは、原則 10.5 ポイント以上とし、見やすく作成してください。
- (3) 提案書類はA 4 版、縦使い、横書き、片面とします。ただし、提案様式Dに添付する外観デザイン図は、A 4 版、横使いでも構いません。

2. 提案様式A（会社概要・営業計画等）

- (1) 代表企業及び構成企業（共同企業体で応募する場合に限る）について記載してください。
- (2) 共同企業体で応募する場合で、構成企業が2社以上ある場合は、必要に応じて欄をコピーし、全ての構成企業について記載してください
- (3) 「所在地」欄には、本社（店）及び福岡市内の拠点について記載してください。なお、本社（店）が福岡市内にある場合は、「福岡市内の拠点」欄は記載不要です。
- (4) 構成企業において、福岡市内に拠点が無い場合は、「福岡市内の拠点」欄は記載不要です（なお、代表企業は、福岡市内に拠点があることが条件です）。
- (5) 「従業員のうち、障がい者数の数」欄には、全従業員に対する身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数及び障がい者雇用率（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者雇用率）を記載してください。
- (6) 「応募資格要件確認」欄は、応募要項に記載された資格要件に合致しているかどうかを確認し、合致していればチェックを記してください。
- (7) 「営業、提供サービスの概要等」欄には、今回提案する営業内容や提供サービスの概要について、簡潔に記載してください。
- (8) 「営業日・営業時間」欄は、営業日又は休業日（日曜日、年末年始など）、及び、営業時間（〇時から〇時まで、24時間営業など）を記載してください。
- (9) 「賃貸料の最低月額」欄は、応募要項Ⅲの7「賃貸料」のBに規定した賃貸料の最低月額の提案額を記載してください。なお、提案額は月額594千円以上としてください。

2. 提案様式B（施設利用者への利便性向上のための提案）

- (1) 営業形態や、取扱商品・サービスにおいて、施設利用者の利便性向上に寄与するための工夫や提案について記載してください。
- (2) 施設利用者が、待ち時間や活動後に休憩・交流するための飲食スペースのあり方の工夫や提案について記載してください。
- (3) 枚数に指定はありませんが、図・写真・表などを使用し、分かりやすく簡潔に記載してください。

3. 提案様式C（施設へ賑わいを創出するための提案）

- (1) 駅前や並木広場に面しているという立地を生かした、施設へ賑わいを創出するための工夫や提案について記載してください。
- (2) 枚数に指定はありませんが、図・写真・表などを使用し、分かりやすく簡潔に記載してください。

4. 提案様式D（施設、地域、周辺環境、景観への配慮・工夫の提案）

- (1) 施設や地域の価値や魅力を向上させるための工夫や提案について、記載してください。
（施設や福岡市との連携・協力事項を含みます）
- (2) 地域住民の利便性向上を図るための工夫や提案について記載してください。
- (3) 環境美化についての工夫や提案について記載してください。
- (4) 防犯対策（夜間における施設周辺の治安維持等）の工夫や提案について記載してください。
- (5) 枚数に指定はありませんが、図・写真・表などを使用し、分かりやすく簡潔に記載してください。
- (6) 外観デザイン図（看板等工作物設置が分かるイメージパース等）を添付してください。（A4サイズ）

5. 提案様式E（事業の安定性や継続性に関するPR事項）

- (1) これまでの同業種の実績について、分かりやすく記載してください（A4・1枚以内）
- (2) 事業計画について、従業員配置計画（人数等）、防犯計画（特に、施設閉館時間における計画）、商品等の搬入・搬出計画、その他事業の安定性・継続性に関するPR事項等を記載してください。
- (3) 年間収支計画を記載してください。なお、必要に応じて、別途年間収支計画（任意様式）を添付しても構いません。

6. 提案様式F（ユニバーサルデザインに対する配慮・工夫の提案）

- (1) ユニバーサルデザインの考え方による施設計画（外部・内部）や、サービス形態等における配慮や工夫の提案について記載してください。
- (2) 障がい者雇用についての団体としての取り組みや、利便施設における障がい者雇用の取り組みの工夫や提案について記載してください
- (3) 枚数に指定はありませんが、図・写真・表などを使用し、分かりやすく簡潔に記載してください。

会社概要・営業計画等

【代表企業】

所在地	本社（店）	
	福岡市内の拠点	
事業内容, 特色,		
役員数・ 従業員数	役員数	名
	従業員数	名
応募資格要 件確認(*1)	従業員のうち、障がい者の数（障害者雇用率）	
	名（ %）	
応募資格要 件確認(*1)	ア	イ
	ウ	エ
応募資格要 件確認(*1)	オ	カ
	キ	ク

【構成企業*2】

所在地	本社（店）	
	福岡市内の拠点	
事業内容, 特色,		
役員数・ 従業員数	役員数	名
	従業員数	名
応募資格要 件確認(*1)	従業員のうち、障がい者の数（障害者雇用率）	
	名（ %）	
応募資格要 件確認(*1)	ア	イ
	ウ	エ
応募資格要 件確認(*1)	オ	カ
	キ	ク

*1 応募要項 P5 記載の資格要件に合致している場合、チェックをしてください。

*2 共同企業体で応募する場合は、構成企業についても記載してください。（複数構成企業がある場合は、欄をコピーして記載してください。）

営業、提供サービスの概要等	
営業日・営業時間	
賃貸料の最低月額(*3)	

*3 応募要項 P3 記載の賃貸料「B」について、提案額を記載してください。なお、金額は 594 千円以上として提案してください。

施設利用者への利便性向上のための提案

- 営業形態や業務形態，取扱商品・サービスにおける，施設利用者の利便性向上に寄与するための工夫や提案について記載してください。
- 施設利用者が待ち時間等に休憩・交流するための飲食スペースのあり方の工夫や提案について記載してください

施設へ賑わいを創出するための提案

○ 駅前や並木広場に面したという立地を生かした，施設へ賑わいを創出するための工夫や提案について記載してください。

施設，地域，景観への配慮・工夫の提案

- 施設や地域の価値や魅力を向上させるための工夫や提案について記載してください
- 地域住民の利便性向上を図るための工夫や提案について記載してください
- 環境美化についての工夫や提案について記載してください
- 防犯対策（夜間における施設周辺の治安維持等）の工夫や提案について記載してください
- 外観デザイン図（看板等工作物設置が分かるイメージパース等）を添付してください。（A4サイズ）

(提案様式E)

事業の安定性・継続性に関するPR事項等

【実績】※これまでの同業種の実績について、分かりやすく記載してください(1枚以内)

事業の安定性・継続性に関する P R 事項等

【事業計画】

従業員配置計画（人数等）	
防犯計画（特に、施設閉館時間における計画）	
商品等の搬入・搬出計画	
その他、事業をの安定性・継続性に関する P R 事項等	

事業の安定性・継続性に関する P R 事項等

【年間収支計画*】

		1 年目 (千円)	2 年目以降 (千円)	備考	
年間売上見込み					
年間売上原価					
売上総利益 (A)					
営業費等	使用料 (賃貸料)				
	人件費				
		営業費等計 (B)			
	営業利益 (A) - (B)				

* 必要に応じて欄を追加して記載するか、別途年間収支計画書（任意様式）を添付してください。

ユニバーサルデザインに対する配慮・工夫の提案

- ユニバーサルデザインの考え方による施設計画やサービス形態などにおける配慮や工夫の提案について記載してください
- 障がい者雇用についての団体としての取組みや、利便施設における障がい者雇用の取組みの工夫や提案について記載してください